

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県選挙管理委員会
- 政治団体設立の届出があった件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の解散の届出があった件
- 資金管理団体の届出があった件
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件
- 審査の申立てについて裁決した件

二六五五五四一一

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井清勝後援会	石井 清勝	佐藤 昇	石川郡玉川村大字竜崎字東後山一三一一三	令和六年二月五日

小野こうき後援会	小野 光貴	小野 光貴	いわき市好間町下好間字手倉七	令和六年四月一日
草野だいすけ後援会	草野 大輔	草野 隆雄	いわき市郷ヶ丘二一一一五一一	令和六年四月三日
小針善誠後援会	小針 善誠	山本 史明	石川郡玉川村大字川辺字和尚平七四	令和六年二月二〇日
桜井勝延後援会	末永 昇	石井 浩次	南相馬市原町区江井字馬場五四	令和五年二月四日
高久敏明後援会	高久 敏明	高久 敏明	河沼郡会津坂下町字曲田一四三三一二	令和六年二月九日
円谷兼一後援会	円谷 兼一	石森 ハツ子	石川郡玉川村南須釜字古宿三一	令和六年二月二日
馬場よしのぶ後援会	馬場 吉信	馬場 恭子	岩瀬郡天栄村大字上松本字坂下三四	令和六年二月九日
ほりこし みほ後援会	堀越 美保	塩沢 峰子	石川郡玉川村大字南須釜字中奥平一六一二	令和六年二月六日
湯田純朗後援会	湯田 純朗	湯田 孝子	南会津郡下郷町大字豊成字林中六〇八四一一三	令和六年二月二日
平山勉後援会	平山 勉	名嘉 陽一郎	双葉郡富岡町中央一一一八二	令和六年三月七日
ReBひらた	遠藤 勝	遠藤 勝	石川郡平田村大字小平字鏡摺一一二	令和六年三月二五日

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和六年四月二十六日

一 政党の支部

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 新	旧	異動年月日
自由民主党富岡町支部	塚野 芳美	主たる事務所の所在地	双葉郡富岡町字夜の森 北一一九 八一三	いわき市泉玉露五一 六一一五	令和六年二月一日
自由民主党浪江町支部	佐々木 恵	会計責任者の氏名	渡部 和彦	朝田 英洋	令和六年三月一日
自由民主党福島県郡山市第四支部	山口 信雄	会計責任者の氏名	櫻井 孝幸	安部 雄一	令和六年三月二五日
自由民主党福島県支部連合会自動車整備職域支部	小野 隆	会計責任者の氏名	小野 隆	紺野 伸也	令和五年一月一日
自由民主党福島県トラック支部	佐藤 信成	会計責任者の氏名	田母神 正	荒川 孝一	令和五年六月二二日
自由民主党矢祭町支部	郡司 浩子	主たる事務所の所在地	東白川郡矢祭町東館字 館本四六一	東白川郡矢祭町大字下 石井字腸ヶ 作五三	令和六年二月二四日
代表者の氏名	郡司 浩子	代表者の氏名	菊池 淳之	菊池 淳之	
会計責任者の氏名	佐川 泉	会計責任者の氏名	高信 一則	高信 一則	

二 その他の政治団体

日本共産党福島県委員会
町田 和史
久保田 亮
中沢 久男
令和六年二月一八日

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 新	旧	異動年月日
安藤さとし後援会	安藤 聡	代表者の氏名	安藤 聡	佐藤 信雄	令和六年三月一日
遠藤幸一後援会	遠藤 幸一	会計責任者の氏名	紺野 快	佐藤 魁星	令和六年三月二五日
押山としかづ後援会	遠藤 義夫	代表者の氏名	遠藤 義夫	佐藤 悟	令和五年二月九日
菊地洋一後援会	菊地 洋一	会計責任者の氏名	高野 守正	佐藤 隆利	令和四年一月一日
北塩原やよい会	角田 弥生	主たる事務所の所在地	耶麻郡北塩原村松原字 曾原山一〇 九六一二一 七	耶麻郡北塩原村松原字 築部沢山一 〇九一一一 五	令和六年三月一日
郡山市私立幼稚園・認定こども園幼児教育振興会	阿部 光浩	主たる事務所の所在地	郡山市小原田二一一 〇一一五	郡山市喜久田町堀之内 字下河原 七一二	令和六年四月一日
代表者の氏名	阿部 光浩	代表者の氏名	阿部 光浩	平栗 光弘	
会計責任者の氏名	相馬 由美	会計責任者の氏名	相馬 由美	鈴木 則子	

七海喜久雄後援会	中村正明後援会	鳥居さくや後援会	東電労組政治連盟福島県支部	田崎信二後援会	全日本不動産政治連盟福島県本部	全国林業政治連盟福島県支部	匠友会	JAM南東北政治連盟	佐藤うんき後援会	桜井勝延後援会	坂本ひろゆきをみんなで応援する会	
七海 一喜	佐藤 和人	鈴木 修典	水 志賀村 直	田崎 信二	新妻 真孝	田子 英司	徳 佐久間 盛	納富 聡	佐藤 運喜	末永 昇	大内 春幸	
代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	者の氏名
七海 一喜	中村 正明	金澤 志保	水 志賀村 直	田崎 正人	佐藤 浩人	丹治 俊宏	徳 佐久間 盛	納富 聡	鈴木 幸雄	石井 浩次	村山 仁	子
七海 政利	草野 和夫	須藤 理恵	酒井 義道	田崎 弘治	小針 尚	遠藤 誠寿	伊藤 克紀	坂路 芳知	菅野 幸造	櫻井 文雄	久 佐久間 幸	
令和五年二月二五日	令和六年三月七日	令和四年四月一日	令和六年三月三日	令和五年七月三〇日	令和五年五月二六日	令和六年四月一日	令和五年七月一日	令和六年一月二七日	令和四年三月五日	令和四年二月一日	令和六年三月二三日	

福島県トラック事業政治連盟	福島県土地改良政治連盟		福島県税理士政治連盟白河支部	福島県商工青年政治連盟	福島県商工政策研究協議会	福島県社会保険労務士政治連盟		福島県行政書士政治連盟	蛭田克後援会	21世紀の福島を考える会
佐藤 信成	齋藤 善平		佐藤 俊彦	菅野 昭則	渡部 隆幸	鈴木 慎太		鶴沼 理人	蛭田 道子	阿部 雄輝
代表者の氏名	代表者の氏名		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名		代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名
田母神 正	齋藤 善平	佐藤 俊彦	白河市大手町一丁目一五	林 淳	植野 公一郎	鈴木 慎太		鶴沼 理人	蛭田 道子	阿部 雄輝
荒川 孝一	関谷 亮一	金澤 博信	東白川郡棚倉町大字棚倉字広畑一八四―一	伊藤 一将	為田 敦	吉田 昌樹		金沢 和則	蛭田 幸広	亀山 拓也
令和五年六月二二日	令和五年七月二〇日		令和五年六月二九日	令和五年五月二二日	令和六年四月一日	令和五年六月九日		令和五年五月三〇日	令和六年三月二八日	令和六年三月二五日

福島県農業者政治連盟そうま支部	濱田 賢次	会計責任者の氏名	山内 和彦	西山 高博	令和六年三月一日
福島県農業者政治連盟ふたば支部	高野 順	会計責任者の氏名	遠藤 圭一	山田 和男	令和六年三月一日
堀越みほ後援会	堀越 美保	政治団体の名称	堀越みほ後援会	ほりこしみほ後援会	令和六年二月二〇日
菅田のりたか後援会	菅田 憲孝	会計責任者の氏名	高野 勝雄	阿部 喬	令和六年三月二九日
松本幸英後援会	渡辺 清	代表者の氏名	渡辺 清	蒲生 正若	令和六年二月一〇日
丸山さよ子後援会	小川 右善	代表者の氏名	小川 右善	内海 好一	令和五年四月一日
山口のおお連合後援会	長沼 伸	会計責任者の氏名	櫻井 孝幸	安部 雄一	令和六年三月二五日
渡辺まなぶ後援会	渡邊 学	主たる事務所の所在地	福島市泉字道下三一二三	福島市泉字堀ノ内前一二〇	令和六年三月二九日
渡部龍治後援会	渡部 龍治	主たる事務所の所在地	郡山市小原田四一一三一二二	郡山市七ツ池町一一四四	令和三年三月三〇日

福島県選挙管理委員会告示第二十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。
 令和六年四月二十六日

その他の政治団体

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いわきの自治を考える研究会	西丸 武進	令和五年二月二日
梅津政則後援会	梅津 政則	令和六年二月二日
遠藤敏郎後援会	遠藤 敏郎	令和五年二月二日
大和田ひろし後援会	渡辺 秋男	令和六年三月二四日
改革いしかわ	菊池 美知男	令和五年二月二日
北塩原やよい会	角田 弥生	令和六年三月一日
元気な只見町をつくる会	藤田 力	令和五年二月二日
元気にすんべ耶麻喜多方の会	太田 克彦	令和五年二月二日
こみなと好広を励ます会	水野谷 正弘	令和五年三月二日
さいまる武進連合後援会	鈴木 年之	令和五年二月二日
酒井正吉郎後援会	酒井 正吉郎	令和六年三月二九日
坂本剛二後援会	大平 良夫	令和五年二月二日
桜井勝延後援会	末永 昇	令和五年二月四日
佐治長一後援会	佐々木 初夫	令和四年三月二日
佐藤喜三郎後援会	佐藤 富雄	令和五年二月二日
石尊会	藤島 一浩	令和五年二月二日
高橋宣博後援会	菱沼 正人	令和五年二月二日
田村地方の未来を考える会	松本 千恵子	令和五年二月二日

地域政党オール福島	渡部 信夫	令和五年二月三十一日
円谷ひろし後援会	小林 弘幸	令和五年二月三十一日
七海喜久雄後援会	七海 一喜	令和五年二月二十五日
村上源吉後援会	村上 源吉	令和六年三月二十九日
馬場だいどう後援会	馬場 大造	令和五年二月三十一日
久野たかし後援会	北條 伝三	令和六年二月二十九日
ふじたまこと後援会	石井 久雄	令和六年三月四日
松田隆志後援会	小針 信行	令和五年八月二十七日
矢内よしまさ後援会	鈴木 勝徳	令和五年二月三十一日
山岸清後援会	山岸 早苗	令和五年二月三〇日
渡部哲夫後援会	小椋 敏也	令和五年二月三十一日
渡部信夫後援会	佐々木 明	令和五年二月三十一日

福島県選挙管理委員会告示第二十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小野 光貴	いわき市議会議員	小野こうき後援会	いわき市好間町下好間字手倉七	令和六年四月一日

草野 大輔	いわき市議会議員	草野たいすけ後援会	いわき市郷ヶ丘二一一一五一一	令和六年四月三日
円谷 兼一	玉川村議会議員	円谷兼一後援会	石川郡玉川村南須釜字古宿三一	令和六年二月二一日
堀越 美保	玉川村議会議員	ほりこしみほ後援会	石川郡玉川村南須釜字中奥平一六一一二	令和六年二月六日

福島県選挙管理委員会告示第二十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
堀越 美保	堀越みほ後援会	資金管理団体の名称	堀越みほ後援会	ほりこしみほ後援会	令和六年二月二〇日
渡部 龍治	渡部龍治後援会	主たる事務所所在地	郡山市小原田四一一三一一二二	郡山市七ツ池町一一四四	令和三年三月三〇日

福島県選挙管理委員会告示第二十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
 令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

西丸 武進	いわきの自治を考える研究会	令和五年二月二日
梅津 政則	梅津政則後援会	令和六年二月二日
藤島 一浩	石尊会	令和五年二月三一日

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の令和四年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和4年分

1 国会議員関係政治団体

(1) 寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の氏名・名称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
立憲民主党福島県第3区総支部	政治団体	21世紀政文会	9,000,000	東京都千代田区

(2) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 (円)
立憲民主党福島県第3区総支部	立憲民主党本部	10,000,000
	立憲民主党福島県総支部連合会	2,498,210

2 政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 (円)
自由民主党飯野支部	自由民主党福島県支部連合会	200,000
自由民主党岩瀬支部	自由民主党福島県支部連合会	200,000
自由民主党塙町支部	自由民主党福島県支部連合会	200,000

3 資金管理団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の氏名・名称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
渡部龍治後援会	政治団体	国民民主党福島県総支部連合会	100,000	会津若松市

4 その他の政治団体

(1) 寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の氏名・名称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
菊池洋一後援会	個人	菊池 洋一	500,000	南相馬市
みんなで新しい県政をつくる会	個人	町田 和史	100,000	福島市
		斎藤 富春	100,000	福島市
		野木 茂雄	100,000	福島市
		高橋 勝行	100,000	喜多方市
		弦弓 高明	100,000	福島市

		根本 敬	100,000	二本松市
		井上 裕子	100,000	二本松市
		佐々木 健洋	100,000	福島市
	政治団体	日本共産党福島県 委員会	3,000,000	福島市

(2) 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額(円)
みんなで新しい県政を作る会	県政資料発行(福島県労働組合総連合)	505,260
	県政資料発行(新日本婦人の会福島県本部)	300,000
	県政資料発行(福島県農民運動連合会)	300,000
	県政資料発行(福島県生活健康を守る会連合会)	100,000
	県政資料発行(日本民主青年同盟福島県委員会)	25,000

(3) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金額(円)
橋下徹後援会	立憲民主党福島県支部連合会	150,000
福島県農業者政治連盟みちのく安達支部	福島県農業者政治連盟	420,500

福島県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和三年分、令和四年分及び令和五年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

〔令和3年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）																
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費			寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入			
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計	（うち、あつせよのもの）	政匿寄附					党名附	合計	
桜井勝延後援会	5.12.4	(円) 2,406,146	(円) 1,859,572	(円) 1,106,146	(円)	(人)	(円) ※ 1,300,000	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) 1,300,000	(円)	(円)	(円)	(円) 1,300,000	(円)	(円)	(円)	(円)

〔令和4年分：解散・資金管理団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）																
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費			寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入			
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計	（うち、あつせよのもの）	政匿寄附					党名附	合計	
いわきの自治を考える研究会	6.2.20	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

〔令和4年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）																
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費			寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入			
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計	（うち、あつせよのもの）	政匿寄附					党名附	合計	
遠藤敏郎後援会	6.3.21	(円) 432,695	(円)	(円) 432,695	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
元気な只見町をつくる会	6.1.26																			
こみなと好広を励ます会	6.2.16	16,437		16,437																
さいまる武進連合後援会	6.2.20	679,619	398,785	20,829	315,000	315	30,000					30,000				30,000				313,790
酒井正吉後援会	6.3.29																			
坂本剛二後援会	6.3.28																			
桜井勝延後援会	5.12.4	1,646,574	609,492	546,574			※ 1,100,000					1,100,000				1,100,000				
佐治長一後援会	6.3.15	5,818		5,818																
田村地方の未来を考える会	6.2.14																			
円谷ひろし後援会	6.4.1																			
七海喜久雄後援会	6.2.27	21,470		21,470																
馬場だいぞう後援会	6.3.19	100,200		100,200																
松田隆志後援会	6.3.12																			
村上源吉後援会	6.3.29	33,100		33,100																

〔令和5年分：解散・資金管理団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）																
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費			寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入			
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計	（うち、あつせよのもの）	政匿寄附					党名附	合計	
いわきの自治を考える研究会	6.2.20	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
石尊会	5.2.21	181,600	181,600				※ 181,600					181,600				181,600				

令和3年分

その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
桜井勝延後援会	個人	桜井 勝秀	1,000,000	南相馬市
		小林 正幸	300,000	南相馬市

令和4年分

その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
桜井勝延後援会	個人	桜井 勝秀	1,000,000	南相馬市
		半杭 勝子	100,000	南相馬市

令和5年分

1 資金管理団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
石尊会	個人	藤島 一浩	181,600	石川郡石川町

2 その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称	寄 附 金 額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
山岸清後援会	個人	山岸 清	125,000	福島市

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

令和五年十月二十二日執行の湯川村長選挙における選挙の効力に関し、福島県河沼郡湯川村大字湊字村中甲二百十四番地栗城英夫から提起された審査の申立てについて、令和六年三月二十五日、次のとおり裁決した。

令和六年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

裁 決 書

福島県河沼郡湯川村大字湊字村中甲二百十四番地

審査申立人 栗城 英夫

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和五年十二月十八日付けで提起された同年十月二十二日執行の湯川村長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和五年十一月二日付けで湯川村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、村委員会は同年十二月一日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定書は同日に申立人に交付された。

これに対して、申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とするの裁決を求め本件審査の申立てを行った。

申立人が本件審査の申立ての理由とするところは次のとおりである。

(一) 選挙期日の告示が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第三十三条第一項及び同条第五項第五号に基づき行われるべきところ、本件選挙に該当しない規定である公選法第三十四条第一項及び同条第六項第五号に基づき行われた。

(二) 選挙期日の告示が、公選法第三十三条第五項第五号所定の選挙期日の少なくとも五日前ではなく、選挙期日の三日前である令和五年十月十九日に、同年十月十七日付けの告示文書を湯川村掲示場に掲示する方法により行われた。

(三) 公選法第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十八条の二第六項所定の告示が行われなかった。

(四) 湯川村の記号式投票に関する条例（昭和四十年一月十九日条例第四号）は、公選法に規定された期日前投票を除外すべき改正がなされていないため無効であり、期日前投票も当日投票も公選法の規定により記名式により投票を実施すべきであった。

(五) 以上の理由により、本件選挙は、地方自治法第二条第十六号及び第十七号の規定により無効である。

裁決の理由

当委員会は、申立人から提起された本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、村委員会に審査申立書に対する弁明書の提出の機会を付与し、また申立人に弁明書に対する反論書の提出の機会を付与し、慎重に審理を行った。

一 判断基準について

およそ選挙が無効とされるのは、公選法第二百五条第一項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和二十九年九月二十四日判決）とされている。

当委員会は、こうした観点から、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

二 当委員会の判断

まず「選挙の規定に違反すること」すなわち「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の公正の原則が著しく阻害されること」の有無について、申立人の主張する理由（一）乃至（四）（以下「理由（一）乃至（四）」という。）及び村委員会の弁明書を踏まえ次のとおり判断した。

理由（一）については、申立人が主張するところ、選挙期日の告示が、公選法第三十三条第一項及び同条第五項第五号に基づき行われるべきところ、本件選挙に該当しない規定である公選法第三十四条第一項及び同条第六項第五号に基づき行われたことから、選挙期日の告示の根拠法令が誤っていた。

理由（二）については、選挙期日の告示の遅延があつたかは不明である。

理由（三）については、公選法第四十条第二項及び同法第四十八条の二第六項に基づく告示は実施されておらず、同法第四十一条第一項に基づく告示は実施されたものの、掲示板のスペースの関係で文書が重複し確認できない箇所があつた可能性は否定できない。

理由（四）については、公選法第四十六条の二第一項の規定によれば、期日前投票は記号式投票の対象から除外されているため、期日前投票を記名式投票とし、当日投票を記号式投票とした対応に何ら違法はない。

以上より、公選法の規定に基づく告示がなされなかつた事実があり、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」

があつたことは否定できない。

次に「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」すなわち「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」であつたかについては次のとおり判断した。

告示内容は広報誌・啓発チラシ・啓発用品・啓発看板・防災行政無線による放送などの方法により村民には周知されており、前回投票率が八一・二八パーセントであつたのに対し、今回投票率は八〇・二三パーセントと大きな差はないことから、告示内容は村民に十分周知されていたといえる。

よつて、告示の不備については「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」に該当するとはいえない。

したがつて、申立人が本件選挙の効力を無効とする理由は、公選法第二百五条第一項で規定する選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらず、申立人の主張には理由がない。

よつて、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和六年三月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博